

Intellectual Property

Newsletter No.106

Contents

特許侵害

特許侵害製品のメンテナンスが特許の「実施」に当たらないとされた事例

東京地裁(40部) 令和7年7月10日判決〔箱型船事件〕

審決取消

パリ条約による優先権主張の可否が争われた事例〔肯定〕

知財高裁(2部) 令和7年6月26日判決〔「CRISPR/Cas9」事件〕

意匠法

意匠の類否につき知財高裁が第1審と異なる判断をした事例

知財高裁(2部) 令和7年6月26日判決〔「収納容器」事件〕

お知らせ

事務所NEWS / セミナーのご案内

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

特許侵害

特許侵害製品のメンテナンスが特許の「実施」に当たらないとされた事例

東京地裁(40部)令和7年7月10日判決(令和6年(ワ)第70128号)裁判所ウェブサイト
〔箱型船事件〕



秋田 康博

PROFILE [はこちら](#)

1 事案の概要

海苔の養殖に関する「箱型船」に係る発明(本件発明)についての特許(特許第6898087号。「本件特許」)を有するXが、Yによる箱型船への市販部品の取付行為や箱型船のメンテナンス行為が本件発明の「実施」に当たるとして、Yに対し、特許法100条1項に基づき侵害行為の差止めを求めるとともに、民法709条に基づき損害賠償を請求しました。

2 争点

本件の争点は以下の4点です。

- (1) 箱型船への市販部品取付け後の箱型船(「Y製品」)が本件発明の技術的範囲に属するか。
- (2) 本件特許が無効にされるべきものか。
- (3) Yの行為が本件発明の「実施」に当たるか。
- (4) 損害の額

本稿では、このうち(3)についての判断を取り上げます。

3 本件発明等

(1)本件発明の概要

本件発明は、海苔の養殖網を酸性の洗浄液で洗浄することで海苔に付着した珪藻類を除去する技術に関して、洗浄装置を備えた箱型船の発明を内容とするものです。洗浄液が貯留された酸処理槽内に、巻取りロールにより海苔網を巻き取ることで酸処理液に浸す仕組みであり、酸処理槽には上部に設けられた吊り棒から垂下したシート部材を備え、またその下部には原液吐出部が設けられており、酸処理槽に設置されたpHセンサとそれに基づいて酸原液を自動調整する原液供給装置により原液吐出部から酸原液が供給され、酸処理槽内のpHが適度に調整されるものとなっています。

なお、前記2(2)(無効論)において、先行発明(乙4発明)に

よる進歩性欠如が主張されているところ、乙4発明と本件発明との相違点は、酸処理槽の中央上部に設けられた吊り棒と、その吊り棒から酸処理槽内に垂下するシート部材を備え、原液吐出部がシート部材の下部に設けられているかどうかという点にあるとされた上で、当該相違点のうち吊り棒とシート部材を設けることは公知又は周知技術であったとされた一方、原液吐出部がシート部材の下部に設けられていることは設計事項等とはいえないとして、進歩性が肯定されています。

(2)Yの行為

Yは以下の行為を行っていました。なお、新規取付行為により完成したY製品は本件特許の技術的範囲に属するものでした。

- ✓顧客が第三者から購入した箱型船について、顧客から依頼を受けて、市販の電源、ポンプ、pH制御器、pH計、pHセンサなどの部品(本件部品)を新規に取り付け、動作確認後、顧客に引き渡している(新規取付行為)。
- ✓顧客にY製品を引き渡した後は、毎年、海苔の漁期が終わると、顧客を訪問し、箱型船からpH制御部(pH制御器、pH計、pHセンサから構成される。)のみを取り外し、これらの部品を持ち帰ってメンテナンスを行い、耐用期間が1年であるpHセンサに限り交換した上で、顧客の元を訪問し、箱型船に再度取り付けている(本件メンテナンス行為)。

4 裁判所の判断

裁判所は、前記2(1)(技術的範囲の属非)を肯定し、同(2)(無効論)を否定した上で、(3)(「生産」該当性)に関して、Yによる新規取付行為は本件発明の「生産」に該当する一方、以下のとおりの理由から、本件メンテナンス行為は本件発明の「生

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

産」に該当しないと判断し、Xの請求の一部を棄却しました。

- ✓ 特許権者が、特許登録前に製造された当該特許の構成要件を充足する製品に対し、特許登録後に上記製品につき加工や部材の交換をしたことにより、上記製品と同一性を欠く製品の新たな製造をしたと認められる場合には、当該製造は、特許法2条3項1号に規定する「生産」に該当するものと解するのが相当である。そして、上記にいう製品の新たな製造に当たるかどうかについては、当該製品の属性、特許発明の内容、加工及び部材の交換の態様のほか、取引の実情等も総合考慮して判断するのが相当であり、当該製品の属性としては、製品の機能、構造及び材質、用途、耐用期間、使用態様が、加工及び部材の交換の態様としては、加工等がされた際の当該製品の状態、加工の内容及び程度、交換された部材の耐用期間、当該部材の特許製品中における技術的機能及び経済的価値が考慮の対象となるというべきである（最一小判平成19年11月8日[インクタンク事件]参照）。
 - ✓ Y製品の箱型船自体については、特段の耐用期間が定められているものではなく、本件メンテナンス行為の対象となる部品のうちpHセンサに限り、耐用期間が1年とされているため、毎年の本件メンテナンス行為により新品に交換されている。この事実によれば、本件メンテナンス行為は、単に通常の用法に従って箱型船の消耗品といえるpHセンサを交換するにとどまるものといえる。
 - ✓ pHセンサの技術的機能をみると、pHセンサの検出値に基づいて酸原液の供給量を自動調節する原液供給装置を備える箱型船は公開特許公報（乙4公報）に開示されており、pHセンサが本件発明の本質的部分に係る構成であるとはいえない。
 - ✓ pHセンサの経済的価値についても、本件発明の技術的範囲に属する箱型船全体の価値に比べて、極めて僅かなものといえる。
- 以上の事情の下においては、本件メンテナンス行為は、本

件発明の本質的部分に係る構成を欠くに至った状態のものについて、これを再び充足させるものとはいえない。

したがって、本件メンテナンス行為は、Y製品の箱型船と同一性を欠く箱型船の新たな製造をしたものとはいえず、特許法2条3項1号に規定する「生産」に該当するものと解することはできない、としました。

5 コメント

本判決は、上記のとおりインクタンク事件最高裁判決を参照し、消尽の基準と同旨の基準をもって「生産」該当性を判断しました。

本件で問題となったYの行為のうち本件メンテナンス行為は、本件特許登録日以前に生産した本件発明の技術的範囲に属するY製品につき、当該登録日後にメンテナンスとして部品の一部を交換したというものであり、特許権者等が正当な権利行使をした製品の全部または一部を加工、交換等したという消尽が問題となる典型的なケースとは異なります。もっとも、本件発明の技術的範囲に属する製品が新たに製造されたと評価できる場合には特許権の行使を認めるべきという点は同様に考えられることから、インクタンク事件最高裁判決を参照して判示したものと思われます。

どのような場合に「生産」に該当するかという点の考え方や、消尽の判断にも参考になると思い、紹介させていただいた次第です。

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

審決取消

パリ条約による優先権主張の可否が争われた事例〔肯定〕

知財高裁(2部)令和7年6月26日判決(令和5年(行ケ)第10147号)裁判所ウェブサイト
〔「CRISPR/Cas9」事件〕

杉野 文香

PROFILE [はこちら](#)

1 事案の概要

本件は、発明の名称を「RNA依存性標的DNA修飾およびRNA依存性転写調節のための方法および組成物」とする特許(本件特許)に係る無効審判において、当該請求を不成立とした本件審決の取消しが求められた事案です。

本件では、パリ条約による優先権主張¹が認められるか、つまり、本件特許に係る発明(本件発明)が第1優先基礎出願(米国における2012年5月25日(本件優先日)付けの出願)の出願書類に実質的に記載されているかが主な争点となりました。

特許庁は、第1出願書類が、①部位特異的修飾ポリペプチド及びDNA標的化RNAを含む複合体の製造方法、②当該複合体が標的DNAを部位特異的に切断すること、③当該複合体がインビボの細胞(真核細胞)内の標的DNAにも適用できること、④その適用が有用であって、当業者にとって周知の技術的手段を用いることで具現化できることを開示していると認定し、第1優先基礎出願に係る発明を真核細胞内の標的DNAに適用することは第1出願書類の全体の記載を総合することにより導かれる技術的事項であるとして、優先権主張は認められると判断しました。

2 知財高裁の判断

知財高裁は、結論として、本件審決の内容に誤りがないと判断し、請求を棄却しています。

具体的には、まず、パリ条約による優先権主張について、「当業者が第1出願書類の全体の記載及び本件優先日当時の技術常識に基づいて、過度の試行錯誤等を要せずに

本件発明を実施することができ」場合に認められる、との規範を示したうえで、本件発明、第1出願書類の開示内容を以下のとおり認定し、第1優先基礎出願に係る発明を本件優先日当時の周知技術と組み合わせることにより、当業者は本件発明を実施できると判断しました。

(1) 本件発明の内容

「本件発明は、侵入する外来DNAを切断する原核生物の免疫システム(CRISPR/Cas9 システム²)を利用し、DNA標的化RNA及び Cas9 ポリペプチドからなる複合体を真核生物細胞内の標的DNAに接触させることにより、標的DNAを切断する方法等の発明である。」

(2) 第1出願書類の記載事項

第1出願書類には、以下の内容が実施例も含めて具体的に開示されている。

- ✓ 標的配列ごとに新規なタンパク質(ヌクレアーゼ)の設計をしなければならない従来技術に代えて、「標的DNA」を、「DNA標的化RNA」及び「部位特異的修飾ポリペプチド」を含む複合体と接触させることにより、標的DNAを部位特異的に修飾することができる技術(CRISPR/Cas9 システム)。
- ✓ より具体的には、真核細胞の細胞内染色体が「標的DNA」となり得るところ、天然の細菌(原核生物)由来の Cas9 ポリペプチドアミノ酸配列である「部位特異的修飾ポリペプチド」は、「DNA標的化RNA」と結合して複合体を形成し、「DNA標的化RNA」により標的DNA内の特

¹ パリ条約の同盟国において正規に特許出願(第1出願)をした者は、当該出願から12か月以内に他の同盟国において同じ内容の出願(第2出願)をした場合に、第1出願における出願日を優先日として主張することができます。

² 「Casタンパク質(部位特異的修飾ポリペプチド)及びDNA標的化RNA(tracrRNA〔活性化RNA〕とcrRNA〔標的化RNA〕を含むもの)から構成される複合体により標的DNAを切断する仕組み。」

[次ページへ続く](#) ▼

定の配列に導かれた当該複合体は標的DNAを部位特異的に二重鎖切断する。

- ✓ 部位特異的DNAヌクレアーゼを操作するための主要な従来技術に関して真核細胞のDNAを標的とする遺伝子操作が研究・実施されていたところ、発現ベクター、RNA、ポリペプチド等を細胞に導入する周知技術を使用してCRISPR/Cas9を細胞内に導入できる。

以上のような記載から、知財高裁は、第1出願書類には、CRISPR/Cas9システムを真核細胞内の標的DNAに適用するという技術的思想が開示されており、これを本件優先日当時の周知技術と組み合わせることにより本件発明を実施することができると判断しました。

(3)原告の主張に対する判断(過度の試行錯誤なしに本件発明を実施できたかについて)

原告は、反論の一つとして、本件優先日において、本件発明者らは真核細胞への適用に関する実験に成功しておらず、CRISPR/Cas9システムの真核細胞への適用には複数の障壁があることを理由に、過度の試行錯誤なく本件発明を実施できないと主張しています。これに対し、知財高裁は以下のとおり判断し、原告の反論を退けました。

「本件優先日時点で本件発明者らが実験に成功していなかったというだけで、第1出願書類における本件発明の開示が不十分になるわけではない。第1出願書類の記載に基づき、過度の試行錯誤を要するまでもなく、本件発明を実施することができると認められるのであれば、開示としては十分である。そもそも、生命科学の実験において、実験条件を変えながら最適な条件を見つけることは通常の試行錯誤の過程であると考えられる。原告が指摘するメールの内容等は、いずれも通常の試行錯誤の過程における仮想的な可能性や懸念について意見交換等しているものにすぎず、それだけでは、当業者において、過度の試行錯誤を要する

ような障壁があったことを認めることは困難である。

むしろ、本件発明者らが第1優先基礎出願に係るCRISPR/Cas9システムを刊行物…に発表した後、2012年10月から2013年1月までの短期間に、多くの研究者により、CRISPR/Cas9システムを真核細胞に適用しゲノム編集ができたことが報告されたことが認められることは、当業者において、第1出願書類の記載に基づき、過度の試行錯誤を要するまでもなく、本件発明を実施することができたことを示すものである。これらを踏まえると、CRISPR/Cas9システムの真核細胞への適用は、過度の試行錯誤を要するものとはいえない。」

3 コメント

本件は、事例判断ではありますが、優先基礎出願書類における開示内容から本件発明の実施が可能であるかを優先日当時の周知技術を踏まえて判断している点で参考になると思います。また、過度な試行錯誤なしに本件発明を実施できるかについて、実際に実験に成功していることまでは必要ないことを示したうえで、優先基礎出願後にCRISPR/Cas9システムを真核細胞に適用したゲノム編集が多く報告されている事実を過度な試行錯誤なしに本件発明を実施することができたことの理由の一つとしている点は参考になると思われます。

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

意匠法

意匠の類否につき知財高裁が第1審と異なる判断をした事例

知財高裁(2部)令和7年6月26日判決(令和6年(ネ)第10086号)裁判所ウェブサイト
[「収納容器」事件]



松本 健男

PROFILE [はこちら](#)

1 事案の概要

本件は、意匠に係る物品を「収納容器」とする意匠権(「原告意匠権」)を有するXが、Yによる被告商品の販売等が原告意匠権を侵害すると主張して、Yに対し、差止め及び廃棄を求めるとともに損害賠償を求めた事案です。

第1審の東京地裁は、被告商品に係る意匠(「被告意匠」)は原告意匠と類似するとして、被告商品の販売等の差止め及び廃棄を求める請求を認容し、損害賠償請求を一部認容したところ、X及びYが、それぞれの敗訴部分を不服として控訴しました。

本判決において、知財高裁は、原告意匠と被告意匠の類否についての第1審の判断を覆し、原告意匠と被告意匠が類似するとは認められないと判断し、第1審判決のY敗訴部分を取り消し、Xの請求を棄却しました。

2 本判決の要点

(1) 登録意匠に係る物品の性質、用途、使用態様の考慮

本判決は、原告意匠と被告意匠(図1参照)の構成態様につき、後掲表1のとおり認定しており、次の内容の判示をしています。

➤ 収納容器としての使いやすさや持ち運ぶ際の便利さの観点からは、収納容器全体の形状(基本的構成態様①)が需要者の注意を強く惹く部分であることは明らかである。また、物を収納し又は収納することなく使用する際のインテリアの一部としての外観という観点からは、基本的構成態様①に加え、収納容器本体の外形を特徴付ける部分の形状である「側面が一面の滑らかな面からなり、軟質の合成樹脂で一体に形成されたような外観」である構成(具体的構成態様②-1)、把手の形状である具体

的構成態様③及び上辺の形状である具体的構成態様④が、需要者の注意を強く惹く部分であるといえる。

(2) 公知意匠の参酌

続けて、基本的構成態様①、具体的構成態様②-1、③及び④について、次の内容の判示をしています。

➤ 公知意匠を参酌すると、いずれの構成態様も、それ自体を個別にみれば、いずれかの公知意匠に存在する構成であるから、公知意匠にない新規な創作部分ということはいできない。

➤ しかし、これらの構成態様を全て備えた公知意匠は見当たらないことを踏まえると、結局、原告意匠の新規な創作部分は、これらの構成を組み合わせ、全体として統一的な美感を起こさせる構成とした点にあるというべきである。すなわち、原告意匠は、その基本的構成態様①、具体的構成態様②-1、③及び④をすべて組み合わせた結果、新規な創作性が認められるのであるから、これらの各構成態様は、いずれも原告意匠の要部を構成するものと認めることができる。

(3) 原告意匠と被告意匠の対比

本判決は、原告意匠と被告意匠は、基本的構成態様①、具体的構成態様②-1、③及び⑤は共通するとした上で、差異点について、次のように認定しています。

【差異点1】具体的構成態様②のうち、正面視及び背面視における収納容器本体の上辺の長さの下辺の長さとの高さの比率、及び側面視における収納容器本体の上端部と下端部の幅の比率が、別紙構成態様の原告意匠欄及び被告意匠欄の各②記載

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

のとおり¹異なる。

【差異点2】収納容器本体の上辺の形状である具体的構成態様④について、別紙構成態様の原告意匠欄及び被告意匠欄の各④欄記載のとおり²、原告意匠は、正面視、背面視及び側面視において同欄記載の曲線で表され、全体として、長辺は中央部に向かって緩やかに下降し、短辺は中央部に向かって緩やかに上昇する曲線を描く形状であるのに対し、被告意匠の収納容器本体の上辺は、正面視、背面視及び側面視において水平な直線形状であり、全体としても水平な直線形状である。

本判決は、差異点1は需要者の注意を惹く部分に係る差異とはいえないとした上で、差異点2については、次のように述べています。

- ▶ 差異点2は、原告意匠の収納容器の上部の形状に関するものであり、具体的構成態様④は、基本的構成態様①、具体的構成態様②-1及び③とともに、原告意匠の要部を構成する部分である。この点、Xは、個人消費者が収納容器を観察する場合、斜め上方から見下ろすのが通常であり、その場合、収納容器本体の上辺の形状は需要者の印象に残り難いと主張する。
- ▶ 確かに、収納物の状況如何では、収納容器の上辺の形状が分かりにくい場合もあるが、収納前の状態で斜め上から見下ろしたときは、Xの主張とは異なり、上辺の形状、原告商品についていえば曲線を描く上辺全体の形状はむしろ認識しやすいというべきである。
- ▶ 以上によれば、需要者が斜め上方からの外観を重視することは認められるが、これを考慮しても、差異点2に係る原告意匠の具体的構成態様④は需要者の注意を強く惹く部分であり、美感に与える影響は大きいというべきである。

(4)類否の判断

以上を踏まえて、本判決は、原告意匠と被告意匠の類否につき、以下のとおり結論づけています。

- ▶ 原告意匠の要部は、基本的構成態様①、具体的構成態様②-1、③及び④により構成されるから、具体的構成態様④に係る差異点2がある被告意匠は、基本的構成態様①、具体的構成態様②-1、③が共通するとはいえ、具体的構成態様④が一致しない以上、原告意匠の要部において異なることになる。そして、差異点2に係る収納容器の上辺の形状である具体的構成態様④は、それ自体としては公知意匠にも存在する構成であるが、「器」の外形的特徴を示すものとして需要者の注意を強く惹く部分の一つであり、美感に与える影響は大きい。
- ▶ 原告意匠を全体的にみても、平面視で略楕円形の上面と底面からなる逆略楕円錐台形状（基本的構成態様①-1）、滑らかな側面（具体的構成態様②-1）、及び長辺が中央部に向かって緩やかに下降し、短辺は中央部に向かって緩やかに上昇する曲線を描く上辺の形状（具体的構成態様④）からなる収納容器本体は、曲線的な柔らかい印象を与え、長手方向に設けられ、大きな止め結びをほつれた末広がり状とした太さのある縄紐からなる把手（基本的構成態様①-2、具体的構成態様③）とあいまって、全体的に自然で柔らかみのある統一的な印象を与えるのに対し、上辺が水平な直線形状である被告意匠は、全体的にみると、他の構成が共通するにも関わらず、一部が平板で、原告意匠とは異なる美感を生じさせるものということができる。
- ▶ 以上を総合すると、原告意匠と被告意匠は、要部において差異があり、かつ、当該差異が需要者の視覚を通じて起こさせる美感に与える影響は大きく、前記の共通点を考慮して全体的に考察してみたとしても、両者が需要者の視覚を通じて起こさせる美感を共通にするものというとはできない。したがって、被告意匠は、原告意匠と類似するとは認められない。

¹後掲表1を参照。

²後掲表1を参照。

次ページへ続く ▼

【図1】

登録第1472070号 本件登録意匠	斜視図	正面図	右側側図	平面図	底面図
(イ) 被告意匠品					
(ロ) 被告意匠品					
(ハ) 被告意匠品					

3 控訴審と第1審の判断が分かれたポイント

控訴審と第1審とで類否判断の分かれたポイントは、収納容器本体上辺の形状についての差異点2に係る判断にあります。

第1審も、「原告意匠では、収納容器本体の上辺が、正面視及び背面視においては、両端から中央部に向かって緩やかに下方に湾曲した緩やかな円弧を形成しており、また、側面視においては、中央部に向かって立ち上がり、全体が弧状の凸状面として突設した形状であるのに対し、被告意匠では、いずれも水平な直線形状となっている点」を「差異点2」と認定していましたが、次の内容の判示をし、差異点2が美感に与える影響を小さく評価していました。

➤ 差異点2については、要部の一部に関する差異ではあるが、正面視、背面視及び側面視において、収納容器本体の上辺を湾曲させることは、公知意匠にも見られた部分であって、原告意匠の効力範囲を適正に確定する上で、この部分のみをもって要部ととらえるのは相当ではない。

➤ 上記部分の湾曲の程度はさほど大きいと評価できない上、需要者である個人消費者が収納容器を見た目の美しさ等の観点から観察するのは、主として、物を収納し又は収納することなく床等に置いた際であると考えられ、その場合、収納容器の斜め上方から見下ろされることが想定されるため、上記部分の湾曲や弧状の凸状面として突設した形状は、際立ちにくいといえる。

➤ したがって、正面視、背面視及び側面視における収納容器本体の上辺の形状の違いが需要者の視覚を通じて起こさせる美感に与える影響は、限定的なものにとどまるといふべきである。

これに対し、控訴審では、上記のとおり、収納容器本体上辺の形状の差異点につき、美感に与える影響が大きいと判断しており、この点の判断の相違が結論を分けたといえます。

本件は、意匠の類否につき知財裁が第1審の判断を覆した事例であるため、実務上の参考となると考え、ご紹介する次第です。

次ページへ続く ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【表1】

	原告意匠	被告意匠	
	基本的構成態様		
①	略楕円形状で小判型の底面とこれより大きい略楕円形状で小判型の上面とからなる中空の逆略楕円錐台形状の上面が開口された形状をなす収納容器本体と、 その収納容器本体の長手方向の両端上部に対向して設けられた縄紐からなる一対の把手とから構成されている。	原告意匠に同じ	共通点
	具体的構成態様		
	【本体の形状】収納容器本体は、側面が滑らかな面からなり、軟質の合成樹脂で一体に形成されたような外観であり、	【本体の形状】収納容器本体は、側面が滑らかな面からなり、軟質の合成樹脂で一体に形成されたような外観であり、	共通点
②	正面視及び背面視において、収納容器本体の上辺の長さの下辺の長さの高さの比率は、約10：7.4：7.4であり、 また、側面視において、収納容器本体の上端部の幅と下端部の幅の比率は約6.7：5.2である。	正面視及び背面視において、収納容器本体の上辺の長さの下辺の長さの高さの比率は、イ号意匠では約10：8.1：7.7、ロ号意匠では約10：7.9：7.6、ハ号意匠では約10：8：7.5で、 側面視において、収納容器本体の上端部の幅と下端部の幅の比率は、イ号意匠では約6.8：5.1、ロ号意匠では約6.8：5.2、ハ号意匠では約6.8：5.1であり、 イ号意匠ないしハ号意匠の正面視及び背面視における収納容器本体の中央の高さと両端の高さの比は1：1である。	差異点1
③	【把手の形状】一対の把手は、二本の短い縄紐からなっており、収納容器本体の長手方向の両端上部の外周面に対向して穿設された左右一対の小さな透孔に太さのある縄紐の両端部を収納容器本体の外側からそれぞれ挿通し、縄紐の各端部に大きな止め結びを形成し、その止め結びの先の縄紐がほつれて末広がり状となっていて、その止め結びの存在が収納容器本体の上端の開口部から見えるようになっており、収納容器本体の外側に存在する縄紐はU字状に垂下して設けられている。	原告意匠に同じ	共通点
④	【上辺の形状】収納容器本体の上辺は、正面視及び背面視において、倒弓状に形成されて、中央部は略平坦状に表されており、左寄り及び右寄りの曲率が次第に大きくなって、本体部の左右両端の上端付近との間が先尖り状に表されており、 側面視において、中央部に向かって立ち上がり、弧状の凸状面として突設した形状であり、 全体として、長辺は中央部に向かって緩やかに下降し、短辺は中央部に向かって緩やかに上昇する曲線を描く形状である。	【上辺の形状】収納容器本体の上辺は、正面視、背面視及び側面視において水平な直線形状であり、全体としても水平な直線形状である。	差異点2
⑤	【底部の突起】収納容器本体底面の長手方向両端の円弧状部には、その円弧の中央部とその両側に等間隔でそれぞれ三個の小さな突起が設けられている。	原告意匠に同じ	共通点

[目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

事務所NEWS

IP Stars 2025 にて 当事務所の知的財産グループが高い評価を得ました



Managing Intellectual Property(MIP)が発表したIP Stars 2025 にて当事務所の知的財産グループが Patent disputes - domestic firms部門において高い評価(Notable Firms)を得ました。

IP STARS のウェブサイトはこちらからご覧いただけます



セミナーのご案内

CRIC 著作権ビジネス講座(アドバンス) 「ゲーム産業と著作権 -実務に役立つ権利処理のポイント-」

- | | |
|------|--|
| 日 時 | 2025年10月30日(木)-2025年10月31日(金)13時00分-17時20分 |
| 開催方法 | 会場 or LIVE 配信 |
| 会 場 | 防災士研修センター <九段下研修ルーム>
(住所:東京都千代田区九段南1-5-5 九段サウスサイドスクエア9F) |
| 講 師 | 松本健男 |
| 参加費 | 38,000円(会員)/47,000円(一般) |
| 申込締切 | 2025年10月23日(木) |
| 共 催 | 公益社団法人 著作権情報センター |
| 内 容 | ゲーム産業は今や世界中で巨大な市場を形成し、日々多様なコンテンツが生み出されています。キャラクターや音楽、映像、プログラムなど、ゲームには数多くの著作物が関係し、それぞれに適切な権利処理が求められます。近年では、実況配信や二次創作、AI 生成コンテンツなど、新たな利用形態の登場により著作権をめぐる論点はさらに複雑化しています。こうした中で欠かせないのが、著作権制度の正確な理解と、制作・流通・利用といった各段階における実務的な対応です。本講座では、ゲームと著作権に関する基礎的な知識に加え、開発現場におけるライセンスの考え方、デジタル時代ならではの論点、国際的な展開や関連する事例に至るまで、知財分野の第一線で活躍する弁護士が、分かりやすく丁寧に解説します。 |

セミナー詳細・お申し込みはこちら

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。